

群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開及び個人情報保護審査会条例

令和5年2月8日

条例第4号

改正 令和7年2月10日条例第2号

(設置)

第1条 群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開条例(平成19年広域連合条例第4号。以下「情報公開条例」という。)、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)及び群馬県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例(令和5年広域連合条例第1号。以下「議会個人情報保護条例」という。)の規定による諮問に応じて審査するため、群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開及び個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、情報公開条例第16条の2、法第105条第3項において準用する同条第1項及び議会個人情報保護条例第45条第1項の規定による諮問に応じて審査し、答申する。

2 審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関し報告を求め、又は報告を受け、在り方について実施機関(広域連合の機関(議会を含む。)をいう。以下同じ。)に建議することができる。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関し識見を有する者の中から広域連合長が委嘱する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 連合長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の調査権限等)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、第2条の諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、審査請求のあった処分に係る公文書等（情報公開条例第11条第1項の決定に係る公文書又は保有個人情報（法第78条第1項第4号若しくは議会個人情報保護条例第20条第5号アに規定する開示決定等、法第94条第1項若しくは議会個人情報保護条例第35条第1項に規定する訂正決定等又は法第102条第1項若しくは議会個人情報保護条例第42条第1項に規定する利用停止決定等に係る保有個人情報（法第60条第1項又は議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。）をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書等の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった処分に係る公文書等に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項及び第11条において同じ。）又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適當と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第8条 審査会は、第7条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付する

ものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（答申書の送付等）

第9条 審査会は、諮詢に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（調査審議手続の非公開）

第10条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

（庶務）

第11条 審査会の庶務は、事務局総務課において行う。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

（罰則）

第13条 第4条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

（令7条例2・一部改正）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に従前の群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開及び個人情報保護審査会の委員である者は、第4条第1項の規定により、群馬県後期高齢者医療広域連合情報公開及び個人情報保護審査会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の日における従前の群馬県後期高齢者医療

広域連合情報公開及び個人情報保護審査会の委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（令和7年2月10日条例第2号）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。